

山梨県カーリング協会規約

平成14年1月9日施行

平成18年6月16日改定

山梨県カーリング協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協会は、山梨県カーリング協会といい、英文名は The Yamanashi Curling Association (略称・YCA) とする。

(事務局)

第2条 この協会は、事務局を山梨県甲府市中央1-1-5 「河野スポーツ株式会社」に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、県内におけるアマチュア・カーリング界を統括し代表する団体として、カーリングの普及振興を図り、県民の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① (社)日本カーリング協会に対し、山梨県を代表する行為。
- ② 県内在住のカーラー並びにカーリング団体に、指導及び連絡調整。
- ③ 山梨県選手権大会、その他の競技会の公認。
- ④ カーリング技術の向上並びに指導者の養成。
- ⑤ その他、目的達成のために必要な事業。

第3章 会 員

(個人加入)

第5条 山梨県内に居住もしくは、在勤、在学のもので協会の目的をよく理解し賛同なされた方は、個人会員としてこの協会に加入することができる。

(加入条件)

第6条 この協会への加入は、所定の手続きをし、年会費を納めなければならない。

(資格の喪失)

第7条 この協会の個人会員は、脱退、会費の未払いにより資格を喪失する。

(除名)

第8条 この協会の会員が、義務に違反したとき、又この協会の名誉を傷つけ、あるいはこの協会の目的に違反する行為のあったときは、理事会に於いて出席理事の過半数の同意をもって、これを除名することができる

第4章 役 員 等

(役 員)

第9条 この協会に、次の役員を置く。

顧 問

会 長	1 名
副会長	1 名以上 2 名以下
理事長	1 名
理 事	5 名以上 1 0 名以下
会 計	1 名
監 事	1 名以上 2 名以下

(役員を選任)

- 第 1 0 条
- ①理事及び監事は、総会で会員又は学識経験者のうちから選出する。
 - ②会長、副会長、会計は、理事会で推薦のうえ決定する。
 - ③理事長は、理事会で選出し会長が委嘱する。
 - ④理事は、監事、会計を兼任することはできない。

(役員職務)

- 第 1 1 条
- ①会長は、この協会を総理し、この協会を代表する。
 - ②副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - ③理事長は、理事会を代表し、この協会の会務を統括し、理事会の議決に基づく業務を処理する。
 - ④理事は、理事会を組織し、この規約に定めるもののほか、この協会の総会の権限以外の事項を議決し、執行する。
 - ⑤監事は、この協会の会務を監査する。

(役員任期)

- 第 1 2 条
- 役員任期は 2 年とする、ただし再任は妨げない。

(理事会の構成)

- 第 1 3 条
- 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の定足数)

- 第 1 4 条
- 理事会は、理事会構成員の 3 分の 2 以上の出席で成立する。ただし委任状で委任した者は出席者とみなす。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

- 第 1 5 条
- 理事会は、会長が招集するが、理事の過半数の動議でも招集することができる。

(理事会の決議)

- 第 1 6 条
- 理事会の議事は、この規約の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、賛否同数の時は、議長が決するところによる。

(理事会の審議)

- 第 1 7 条
- 理事会は、次の事項を審議決定する。
- ①事業計画及び収支予算に関する事項。
 - ②事業報告及び収支決算に関する事項。
 - ③その他、この協会の運営に関する重要な事項。

(総会の招集及び決議)

第18条 総会は、年一回開催し、事業報告及び収支決算報告、事業計画案並びに収支予算案及びその他の事項を審議決定する。

(総会の構成及び議長)

第19条 ①総会は、第15条の役員と個人会員及び加入団体の代議員により構成する。

②総会の議長は、会長とする。

(総会の定足数)

第26条 総会は、3分の2以上の出席で成立する。ただし、委任状で委任した者は出席者とみなす。

第6章 事業部

(事業部)

第27条 ①この協会の事業の円滑な運営を図るために必要に応じ事業部を置くことができる。

②各事業部の運営並びに扱う事項については、べつに定める。

第7章 登録規定・アマチュア規定

(規定細則)

第28条 この協会の、登録規定、アマチュア規定、山梨県選手権については、別に定める。

第8章 会計

(経費)

第29条 ①協会の経費は、事業収入及び個人会員会費、加入団体負担金、競技者登録料等で賄う。

②会員会費、加入団体負担金、競技者登録料は別に定める。

(会計年度)

第30条 この協会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日で終る。

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第31条 この規約の変更は、総会の決議による。

第10章 補則

(補則)

第32条 ①この規約に定めるほか、必要な事項については、理事会に諮り、個別に定める。

②この規約改定は平成18年6月16日の総会で議決し、即日施行する。